

「鳥取県運動部活動における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」新旧対照表

改正後（令和5年2月9日Ver. 15）	改正前（令和4年6月7日Ver. 14）
<p>3 活動実施について</p> <p><顧問が対応すべきこと></p> <p>表内の電話番号を修正</p> <p><u>東部 0857-22-5625</u></p> <p><u>中・西部 0857-26-8633</u></p>	<p>3 活動実施について</p> <p><顧問が対応すべきこと></p> <p><u>東部 0857-22-8111</u></p> <p><u>中部 0858-23-3135</u></p> <p><u>西部 0859-31-0029</u></p>
<p><生徒個人が対応すべきこと></p> <p>(4) 水分補給のための飲料については、<u>原則個人で準備し、回し飲みなどを行わない。</u></p> <p>(5) 水分補給用の飲料をドリンクジャグタンクなどで準備し、部員で共有しての水分補給を行う場合は、<u>紙コップや個人専用のボトル等を使用し他者と共用しない。また、利用前に必ず手洗い、手指消毒を行う。</u></p>	<p><生徒個人が対応すべきこと></p> <p>(4) 水分補給のための飲料については、<u>個人で準備し、回し飲みなどを行わない。</u></p> <p>(5) 水分補給用の飲料をドリンクジャグタンクなどで準備し、部員で共有しての水分補給は<u>行わない。</u></p>
<p>5 更衣室及び部室について</p> <p>(1) 顧問は、生徒が更衣室及び部室を利用する場合は、人と人の距離が1 m以上確保できるよう利用人数を制限し、換気を徹底するとともに、<u>利用人数や注意点についての掲示を行い、定期的に点検を行う。</u></p> <p>(3) 顧問は出入口に手指の消毒設備（アルコール消毒液、濃度60%～90%のもの）を設置し、出入りの際及び共用物の使用前後は手指消毒を行うよう<u>掲示を行い、アルコール消毒液の量を定期的に確認する。</u></p>	<p>5 更衣室及び部室について</p> <p>(1) 顧問は、生徒が更衣室及び部室を利用する場合は、人と人の距離が1 m以上確保できるよう利用人数を制限し、換気を徹底するとともに、<u>利用人数や注意点についての掲示を行う。</u></p> <p>(3) 顧問は出入口に手指の消毒設備（アルコール消毒液、濃度60%～90%のもの）を設置し、出入りの際及び共用物の使用前後は手指消毒を行うよう<u>掲示を行う。</u></p>
<p>7 遠征や合宿における宿泊や食事について</p> <p>(2) 宿泊をする部屋は、個室が望ましいが、相部屋での宿泊となる場合には、<u>(削除) 部屋内において他人と物の共用を行わないようにするほか、マスクの正しい着用や換気をするなど、密閉、密集、密接それぞれを徹底的に回避するなど、特段の感染防止対策を徹底する。</u>また、二段ベッドは頭の向きを互い違いにする等、部屋内でも人と人の距離をとる。</p>	<p>7 遠征や合宿における宿泊や食事について</p> <p>(2) 宿泊をする部屋は、個室が望ましいが、相部屋での宿泊となる場合には、<u>宿泊者が部屋の定員の50%以下となるよう人数を制限する。なお、部屋の定員の50%以下の配宿が困難な場合は、</u>部屋内において他人と物の共用を行わないようにするほか、マスクの正しい着用や換気をするなど、密閉、密集、密接それぞれを徹底的に回避するなど、特段の感染防止対策を徹底する。また、二段ベッドは頭の向きを互い違いにする等、部屋内でも人と人の距離をとる。</p>

<p>(4) 食事時に会話を行う場合は、マスクを正しく着用する。</p> <p>(7) <u>入浴で大浴場を利用する場合は、脱衣室、浴室内が密閉、密集、密接とならないようにする。</u></p> <p>(9) 手洗い場で歯みがきを行う際には、うがいの飛沫が蛇口に付着する可能性があるため、<u>使用後に蛇口の部分も洗い流すように徹底する。</u></p>	<p>る。</p> <p>(4) 食事は黙食し、会話の際はマスクを正しく着用する。</p> <p>(7) <u>脱衣室及び浴室の利用にあたっては、換気扇を稼働する等で換気を徹底する。なお、距離をとって利用できる人数に顧問が制限し、ローテーションを決めて分散し、大声での会話をしない。また、ドライヤー等を共用する場合は使用前後の手洗い若しくは手指消毒を徹底する。</u></p> <p>(9) 手洗い場で歯みがきを行う際には、うがいの飛沫が蛇口に付着する可能性があるため、蛇口の部分も洗い流すように徹底する。</p>
---	---